

令和2年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会の概要
(令和2年12月9日開催)

I 緊急防除の実施状況

- 1 平成21年4月、東京都青梅市において、国内で初めてウメ輪紋ウイルス（PPV）が確認された。当時、①諸外国では、PPVによりセイヨウスモモやアンズ等に大きな被害が発生しているとの情報があったこと、②ウメへの感染は世界初であり、まん延リスクや被害の大きさが不明であったことから、PPVのまん延による甚大な被害の発生を防止するため、平成22年2月、専門家の意見を踏まえ、PPVの宿主植物の移動制限、感染植物の伐採等を内容とする植物防疫法に基づく緊急防除を開始。
- 2 これまで、感染植物周辺の悉皆調査により、約125万本の宿主植物を調査して、約3万本の感染植物を確認、6都府県23市町565大字を防除区域に指定し、約43万本の感染植物及び感染のおそれのある植物を所有者から買い上げの上、伐採・廃棄した。現在の防除区域は、6都府県23市町499大字。
- 3 平成27年度以降、防除区域内において、ウメ、モモ等の宿主植物を再植栽し、早期に産地を回復することを目的として、東京都青梅市と兵庫県川西市において強化対策を開始。感染植物の即時伐採やアブラムシ防除等による徹底した感染防止対策が行われ、青梅市では約5千本、川西市では約5百本の宿主植物が再植栽された。
- 4 令和元年、①感染した苗木の移動が広域にまん延した原因であること、②アブラムシ防除が行われていれば、生産園地にPPVが侵入・まん延する可能性は低いと考えられること等の緊急防除で得られた知見を踏まえ、宿主植物の移動制限は継続しつつ、感染植物の伐採の中止や再植栽の条件緩和等を内容とする試行的な防除対策の見直しを行った。

II 緊急防除の検証

令和2年度末で、現在の緊急防除の防除期間が終期を迎えることから、これまでの緊急防除の実績及び試行的な防除対策の見直し後に得られた科学的知見に基づき、緊急防除の検証を行った。

1 防除効果の検証

発生地域内の住民や生産者の方々の協力の下、宿主植物の移動制限、感染樹の伐採、アブラムシ防除等を進めた結果、防除区域内の感染割合は大幅に低下（H25：7.7%、H30：1.1%）し、3都府県12市町の66大字では根絶を確認した。

また、平成30年以降、新たな市町村での感染は確認されていない。

2 感染リスクの検証

(1) ウメ

- ① ウメは、これまでの調査結果では、宿主植物（モモ、スモモ、セイヨウスモモ、アンズ等）の中で感染割合が最も高い。
- ② 一方、青梅市の強化対策地区では、平成27年以降、アブラムシ防除を定期的に行いつつ、5千本以上のウメの幼木の再植栽が行われているが、これまで再植栽樹への感染は確認されていない。

- ③ 令和2年度にPPVに感染している樹の隣にウメ実生苗を植えて、アブラムシ防除による感染抑止効果の調査を行ったところ、防除区168本と無防除区168本の計336本のいずれにも感染が確認されなかった。
- ④ 試行的に感染植物の伐採を中止している中、令和元年から令和2年までの2年間で、神奈川県の防除区域周辺の街路樹、公園等において、延べ132か所900本以上のウメ等の宿主植物を調査した。その結果、新たな感染は確認されていない。

<検証結果>

上記①から④を踏まえると、ウメについては他の宿主植物に比べて、感染リスクは高いものの、発生地域の感染割合が低下している現在の状況においては、アブラムシ防除を実施していれば、感染を抑えることが可能である。

(2) モモ

- ① モモのPPV-D系統及びPPV-M系統での感染割合は、平成22年以降の調査実績では、ウメと比較して統計学的に有意に低い。
- ② 実モモでは、平成22年以降の調査において、2万3千本以上調査を実施し、感染が疑われる事例は、1本しか確認されていない。
- ③ 川西市の強化対策地区では、平成27年以降、アブラムシ防除を定期的に行いつつ、5百本以上のモモの幼木の再植栽が行われているが、これまで再植栽樹への感染は確認されていない。
- ④ 芽接ぎ接種により強制的にPPVに感染させて、被害の有無、症状等を確認する試験において、実モモ（11本）では感染は確認されていない。

<検証結果>

上記①から④を踏まえると、総合的に判断して、モモへの感染リスクは低い。通常のアブラムシ防除を実施していれば、感染を抑えることが可能であり、特に実モモについては、ほとんど感染しないと考えられる。

(3) スモモ、セイヨウスモモ、アンズ等

- ① スモモのPPV-D系統での感染割合は、平成22年以降の調査実績では、ウメと比較して統計学的に有意に低い。また、PPV-M系統での感染割合についても、ウメより低い傾向にある。
- ② セイヨウスモモ、アンズ等も、平成22年以降の調査実績では、ウメよりも感染割合が低い傾向にある（セイヨウスモモ：0.0～1.5%、アンズ：0.5～2.1%、ウメ：0.2～6.0%）。
- ③ 芽接ぎ接種により強制的にPPVに感染させて、被害の有無、症状等を確認する試験において、セイヨウスモモ（21本）では、感染して葉に軽微な症状が出る事例が8本で確認されている。

<検証結果>

上記①から③を踏まえると、ウメよりも感染割合が低いという実態から、発生が低密度の地域では、急激に感染が拡大してまん延するとは考えられない。一方で、感染した場合に症状が出る可能性があることから、通常のアブラムシ防除は実施する必要

がある。

3 感染による被害の検証

(1) ウメ

- ① ウメでは、平成22年以降の調査において、PPVへの感染による枯死、早期落果及び品質の低下は確認されていない。
- ② 令和2年度に、感染が確認されているウメの樹（PPV-M系統5本、PPV-D系統1本）を対象に果実への影響を調査した結果、
ア. PPV-M系統では、採取した果実に病徴は確認されなかった（0個/71個）。
イ. PPV-D系統では、軽微な病徴が確認された果実があったものの（6個/99個）、収量（生理落果、果実重量）に、感染の有無による違いは確認されなかった。

(2) モモ

- ① モモでは、平成22年以降の調査において、PPVへの感染による枯死、早期落果及び品質の低下は確認されていない。
- ② 感染によるハナモモへの影響を調査した結果、花の斑入り症状と感染の有無との関係は確認されなかった。

(3) スモモ、セイヨウスモモ、アンズ等

- ① スモモ、セイヨウスモモ、アンズ等では、平成22年以降の調査において、PPVへの感染による枯死、早期落果及び品質の低下は確認されていない。

Ⅲ 令和3年度以降の対応について

発生当初、PPVによりウメ、モモ等に甚大な被害が発生するリスクがあったことから、感染植物の伐採等の強力な防除対策を実施してきた。これまでの緊急防除の実績や昨年の試行的な防除対策の見直し後に得られた知見等から、地域住民、生産者、関係自治体の方々の協力の下、緊急防除を行ってきた結果として発生地域内の感染割合が大幅に低下した現在の状況においては、通常のアブラムシ防除を実施していれば、PPVのまん延防止は可能と判断される。また、ウメ、モモ等の果実等に経済的被害を及ぼす可能性は低いという傾向が示された。

このことを踏まえると、地域住民や生産者の方々に対する感染植物の伐採命令等を内容とする緊急防除について、期間（令和3年3月31日まで）の延長を行う必要はないと判断される。

ただし、セイヨウスモモ、アンズ等については、ウメよりは感染リスクが低いものの、海外の文献では被害が発生するとされている。このことから、現在実施中の被害の大きさ等に関する植物防疫所による調査研究が終了するまでの間（3年間を目途）、未発生地域へのPPVの侵入防止に万全を期すため、発生が確認されている地域において、サクラ属植物（サクラ節を除く）の苗木等のPPVへの感染の有無を確認するための検査制度を新たに導入し、検査を実施するとともに、未発生地域において、発生状況の監視に努めることとする。

以上